



日本組織内弁護士協会
www.in-house.jpn.org

●インハウスローヤー座談会

第3回 インハウスローヤーと公益活動義務化問題

2003年3月12日開催

<参加者>

糸井千晴（伊藤忠商事）

梅田康宏（NHK）：司会

片岡祥子（松下電器）

大津啓二（大成建設）

立花市子（NTTドコモ）

茂木小径（スターバックスコーヒー）

※ この座談会での各参加者の発言内容は、あくまで参加者の個人的見解であって、それぞれの参加者の所属する企業・組織の見解ではありません。所属する企業・組織の見解は、直接当該企業・組織の広報にお尋ねください。

梅田：今回は、大阪から片岡さんが参加されています。本日の勤務時間終了後に上京、明日の勤務時間開始前までに大阪に戻るという強行スケジュールなそうですが、参加ありがとうございます。

片岡：大阪にいるとほかのインハウスの方とお話をする機会はほとんどありませんので、楽しみにしていました。こちらこそ、よろしくお願いします。

梅田：今回は、インハウスローヤーの業務の公益性と公益活動についてお話をしたいと思います。最近第二東京弁護士会が公益活動の義務化を決め、東京弁護士会でもいわゆる「ポイント制」の導入もふまえて取引活動の義務化問題が議論されてい

ますが、そもそも弁護士に期待されている「公益活動」とはどういうことなのだろうといった一般論から話していきたいと思います。

片岡：そもそも「公益活動」というものの位置づけが不明確ですね。国選事件にしても当番弁護にしても一応報酬が出るわけですから無償の活動を「公益活動」と呼んでいるわけではないようです。

糸井：弁護士会は単純に国選弁護や当番弁護と委員会活動を中心に考えているようですけれど。

梅田：そのようですね。国民は全ての弁護士が等しく刑事事件や委員会活動に参加することを望んで

インハウスローヤー座談会
第3回 インハウスローヤーと公益活動義務化問題

いる訳ではなくて、全ての被告人に熱心な弁護人が付くことを望んでいるのだから、別に全員に義務化などしなくても、現在の司法改革の路線によって弁護士の人数を大幅に増やすことで解決できる問題のようにも思えますね。その辺りみなさんどう思われますか。

立花：通常法律事務所に勤務している弁護士であれば、昼間に国選事件のために接見したり、クレーサラ相談を受けたりといったこともできるのですが、我々の場合弁護士とは言え従業員であることもありますし、会社の理解を得るにも限度があります。そうなってくると「勤務時間外にやればいい」という話になってくるのですが、インハウスの中には勤務時間についてある程度の予測が付くということを1つのメリットと考えてインハウスになっている私のような人もいます。夜や土日を利用して国選事件やその他の事件を処理しろといわれるのであればそもそもインハウスになることを躊躇してしまいますよね。

大津：私の場合、もともと今の会社に勤務していて、司法試験合格後に一旦退社してまた戻ったという経緯があります。刑事事件は経験としてやってみたいと思っていますので、会社の理解を得た上でやっています。通常の勤務時間以外の時間を使うことにはなりますが、普段会社の仕事は必ず定時に終わらせていることもあり、それほど負担にはなっていませんね。義務化されたとしても、二弁の場合は年に一件処理すればよいだけのようですし、個人的にはそれほど影響は出ないと思います。

梅田：国選の義務化というのは個人的には間違っていると思いますし、正面から反対を唱えています。それはそれとして、自分では可能な限り受任するようにしています。「自分がやりたくないから義務化に反対している」などと言われるのは嫌です。去年も1年間で10件以上処理しましたし、一昨年は「季刊刑事弁護」への寄稿もしています。

さすがに簡単な詐欺や窃盗、覚せい剤やオーバーステイなどの比較的容易な事案が多いですが、同程度の案件では「至急」が付いている方を選ぶようにもしています。それでも、拘置所に移管されるまでの間はできるだけ勤務時間前の早朝や土日を利用して接見をし、書面は通常の勤務時間終了後や土日に書いて業務に支障の無いようにできるだけ配慮をしています。ただ、やっぱり大変は大変ですね。通常の仕事でも深夜1時や2時までかかることは珍しくないですから。

立花：インハウスの話というよりも、そもそも弁護士は必ず刑事事件をやらなくてはならない、みたいな考え方自体が多様性が求められる現代の弁護士の実態にそぐわないように思います。私も実際弁護士になってから刑事事件は全く取り扱っていませんが十分公益的な仕事をやってきていると思いますし、いまさら刑事事件をやれと言われても戸惑いもあります。

茂木：私も全く同感です。これだけ弁護士の活動が多様化してきている中で、個々の弁護士の特色などを考慮せずに、古い弁護士像を無理に当てはめるのはおかしいことです。もっと公益活動へ目を向けることは大切ですが、とりあえず国選や当番を義務付けるとかいった単純な発想ではなく、交易活動の義務化を考えるにしても、企業内で働く弁護士やその他刑事事件を扱わない弁護士など、弁護士の多様性に注目して無理の少ない形で活動義務化してもらいたいと思います。もっとも、私はそもそも公益活動の義務化に反対ですから、これももし義務化がやむをえない場合の話ですが。

梅田：確かに弁護士は法廷での訴訟代理権のみならず、証言拒否権を有していたり、住民票を閲覧できたりといった様々な特殊な権限や自治権などを与えられていますよね。だから、その裏返しとして、基本的にその業務は常に国民の公益に沿ったものでなくてはならないのだし。これは弁護士と

インハウスローヤー座談会
第3回 インハウスローヤーと公益活動義務化問題

して当然に押さえておかなくてはならない。ただ、この原則は、弁護士たるもの必ず国選弁護をやらなくてはならないとか、逆に国選弁護をやらない弁護士は弁護士としての義務を果たしていないなどといった意見を根拠付けるものでは無いと思うのです。どうも、今進められている「義務化」問題というのは、「国選弁護や委員会活動を一生懸命やっている弁護士がいる一方で、全くやらない弁護士がいる。不公平だ。」というような弁護士同士の内輪の発想が発端にあるように思えてなりません。そもそも個々の弁護士の自治そのものが軽視されているのでは無いでしょうか。

糸井：弁護士の活動を「公益活動」とそうでないものに分けるというのがおかしいと思いますね。弁護士の業務というのはそもそも常に公益的色彩を有していると思います。企業の中にいて企業が違法な行為や倫理に反する行為を行わないようにしっかり監視している弁護士と、万が一違法な行為や倫理に反する行為がなされてしまった場合にその被害者を代理して企業の責任を追及する弁護士とでは、いずれも公益に資していることは間違いないと思いますし、国選事件を処理する弁護士の活動を比較してもどれが一番公益に資しているなどということは言えないはずです。

大津：私も公益活動義務化は、義務消化だけが目的の質の低い国選弁護なり法律相談が懸念されるということで反対しました。しかし、一方、反対の理由としてあげられるように、大手事務所の若手には国選なんかやっている暇がないといった、全く余裕の無い生活を送っているということは、別の問題があると思います。いわゆる世間知らず、一般社会から隔離された法曹が大量生産されつつあるのではないかという気もしています。弁護士にとって社会への関心、接点は重要だと思いますし、公益活動は弁護士の人間的幅を広げる意味もあるでしょう。

片岡：私も公益活動の有益性という点では同意見です。企業内弁護士が会社の仕事から離れて日常の業務とまったく関連のない公益活動を行うことは、弁護士自身にとっても非常に有益なことだと思います。スキルアップにもなるし、人脈も広がる。弁護士としての自覚が呼び覚まされたり、独立性というものを肌で感じたりする機会にもなる。それはひいては会社のためにもなることだと思いますし、私も実際に積極的に参画したいと思っています。ですから、企業内弁護士も一定の公益活動を行うべきだし、企業もそれを理解すべきでしょう。そして、弁護士会が、社会に対する責任として弁護士の公益活動を義務だと一般的に宣言することも結構なことだと思います。ただ、ここが重要なのですが、公益活動を「いつ」「どのような形で」行うかは各弁護士が独自の判断ですべきであって、必ず国選をしなければならないとか、年度ごとにどれくらいしなければならないとか、そういったことが決められてペナルティが科されるのはやはり反対です。企業内弁護士に限らず全ての弁護士にとって、その時々の仕事や私生活環境により、なすべき活動の量や種類があるはずで、強制されるのは弁護士にも公益活動の客体にも迷惑な話です。

茂木：もし公益活動を義務化する場合は、「公益活動」の範囲をある程度広く設定する必要があると思います。特に、企業内で働く場合、必ずしも国選弁護を義務化するのではなく、仕事に関連する委員会活動への参加とか。梅田さんは業務改革委員会に参加して企業内弁護士の立場から発言をしていますよね。あとは、義務化そのものにも問題がありますが、やはり、できない場合にお金を徴収するというポイント制にも疑問があります。確かに義務化をするのであれば、できない場合に一定額の支払義務といったペナルティが生ずることは、やむをえない面もあるのかもしれませんが、私は

インハウスローヤー座談会
第3回 インハウスローヤーと公益活動義務化問題

そもそも弁護士会がいろんなものを義務化してお金を徴収すること自体、ちょっと腹立たしく思っています。研修の義務化にしても、単位を付与される研修のほとんどが毎回「講義代」、「資料代」の名目でけっこうな金額をとられますよね？弁護士会ってそんなにお金が足りないのかどうかよく知りませんが、私のように高いとはいえないお給料で企業内で働いている者にとっては、現実問題として負担が重すぎるので……。

梅田：どうも、現在の義務化問題は、企業内弁護士への配慮を欠いているというよりも、これから3000人時代を迎えて増えていこうとする企業内弁護士にどういった影響を与えるかといった視点そのものを欠いているように思われてなりません。実際に、義務化問題を検討している委員会に企業内弁護士が呼ばれて意見を聴取されたといった話も聞いたことがありませんし。企業内弁護士のことを「企業から大金をもらって悪いことをしている弁護士」くらいにしか思っていないのではないかと思います。できない場合にペナルティを支払うべきというのは、「国選事件やクレサラ事件をやらないのなら、その分その時間にお金を儲けているはずだ」という考えが下地にあるように思えます。実際収入という点で言えばほとんどの企業内弁護士は、企業に入るにあたって収入が減っていますし、国選をできなかったとしても、その分収入が増える訳ではありません。自己のキャリアのためというのもあるにしても、新しい業務分野を切り開きたいという意欲をもって企業に飛び込んでいっている人がほとんどです。弁護士会は「業務領域の拡大による社会正義の拡大」を標榜していながら、収入が下がってでも積極的にそれに取り組んでいる弁護士の現状をどの程度把握しているのでしょうか。

片岡：まあ、弁護士会もそれなりに考えてのことなのかも知れませんがね。まだまだ企業内弁護士

がマイナーな存在で、会社の側も弁護士の側もお互いに対する壁が高い現状では、合格者3000人時代を目の前にして、業務対策委員会での活動等、企業内弁護士だからこそできる公益活動があると思います。その辺について、企業内弁護士と企業の間での対話も必要ですし、企業内弁護士と、そうでない弁護士や一般の国民との間の対話も必要だと思います。

梅田：大体みなさんの意見が出そろいましたでしょうか。みなさんの意見は、公益活動の必要性については当然重視しているが、義務化には疑問があるという点では概ね一致しているように思います。今後は我々の側からも具体的なプランを作成して弁護士会等に提示して行かれたら良いのではないかと思います。本日はみなさんお疲れさまでした。

###